

令和2年2月14日

まちづくり委員会資料

令和2年第1回定例会 専決処分の報告について

報告第1号

市長の専決事項の指定について第6項による専決処分
訴えの提起について

まちづくり局

報告 訴えの提起について

1 被告の氏名等

No.	区分	被告の氏名	居住の開始	備考
1	使用料滞納者	* * * *	H23. 5. 1	○滞納月数・滞納額 6か月分・297,600円
2	不正入居者	* * * *	H22. 11. 18	○不正入居となった日 H30. 7. 5
3	不正入居者	* * * *	H11. 8. 8	○不正入居となった日 H30. 6. 1

2 市営住宅の明渡しを求める理由

ア 使用料滞納者

使用料を3か月分以上滞納し、かつ、市の納付指導にもかかわらず使用料を納付せず、明渡請求以外に滞納解消を図ることができないと判断したため

イ 不正入居者

・市営住宅の退去手続を完了せずに無断退居し、建物を明渡さないまま占有状態を継続しているため【No. 2】

・市に対して、市営住宅を退去する旨の書面を提出したにもかかわらず、退去期限を過ぎても建物の明渡しを履行しないため【No. 3】

3 市営住宅の明渡手続の主な経過

対象者について、川崎市営住宅等明渡請求審査会に付議し、明渡請求を行う旨を決定した後、使用料滞納者にあつては、市営住宅明渡請求予告通知書を送付して使用料の納付を求め、それでも完納しない場合は、市営住宅明渡請求書を送付して賃貸借契約を解除し、市営住宅を明渡すよう請求した。

不正入居者にあつては、市営住宅明渡請求書を送付して賃貸借契約を解除し、市営住宅を明渡すよう請求した。

No.	予告通知年月日	明渡請求通知年月日	明渡期限	訴え提起年月日
1	H31. 3. 1	H31. 4. 23	H31. 7. 26	R 1. 11. 21
2	—	H31. 4. 23	—	R 1. 11. 21
3	—	H31. 3. 29	—	R 1. 11. 26

※ 訴え提起件数 (参考)

平成29年度 27件、平成30年度 20件、令和元年度 7件(1月末現在)